銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性

を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準で

あって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部を改正する件

## ○金融庁告示第

号

の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するため 銀 行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第五十二条の二十五の規定に基づき、 銀行法第五十二条の二十五 の基準

定 め る総損 (失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するため の基 準であって銀行 7の経営  $\mathcal{O}$ 健 全 性  $\mathcal{O}$ 判

断  $\mathcal{O}$ ために参考となるべきもの (平成三十一年金融庁告示第九号)の一 部を次のように改正し、 令和六年四

限る。 月 日から適用する。 及び同号ロ の改正規定は、 ただし、第一条第二号イの改正規定 令和五年三月三十一日から適用する。 (「第二条」を 「第二条第一項」に改める部分に

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次 の表により、 改正前欄 に掲 げげ る規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正 後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、 改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削 る。

第  $\Xi$ 該 げ  $\mathcal{O}$ 的 た 状 条 下 す 実 子  $\mathcal{O}$ 各 る比 最  $\otimes$ 指 況 銀 銀 第 る 完 0) 会 規 号 銀 工 略 社 項 標 た 的 状 定に ク 低  $\mathcal{O}$ が 行 行 行 銀  $\mathcal{O}$ ス  $\mathcal{O}$ 率 欄 基 適 況 定 所 略 と が に 項 行 8 指 0) 持 告 が を に 算 準 L 当 そ の標 保 基 株 ポ め 要 あ  $\mathcal{O}$ 持 示 掲げ て定 とし 適当 会社 式 算 づ るところ 総 で  $\mathcal{O}$ 有する 伞 0 株 基 1 に 保 て  $\mathcal{O}$ あ 式 会 準 き ジ エ お 分 成 ク  $\otimes$ る 有 は  $\mathcal{O}$ 社 て で に t る 11 母 三 る か す 分 平 定 あ 資 ス 銀 ] 区 レ あ て 改 に +ど る 銀行 母 成三 V バ  $\Diamond$ る 産 行 分 ポ 0  $\mathcal{O}$ う 資 る 等 相 バ に ょ に レ か て 額 Ì 持 次 る。 どうか 正 当 年 レ 産 相 応 ジ カゝ 法 ツ + レ に 株 は  $\mathcal{O}$ . 照ら じ、 ヤ す 金 ツ を 等 第 当 ジ バ 会 次 各 ジに 後 E る 融 判 に + す 社 1 比 年 レ 銀 묽 そ 断 照 匹 る を Ū 掲 額 行 庁 ツ が 率 金 12 ジ 額 判 そ れ ] 係 す 5 条 告 融 銀 法 げ 告 掲 る る 庁 に 断 ぞ ス 示 L  $\mathcal{O}$ れ 行 第 る げ 示 健 た Т 係 する 5 ħ 第 自 告 持 五. 額 る  $\Diamond$ る 同 + 全 己  $\mathcal{O}$ と  $\mathcal{O}$ 株 + 用 L 示 性 資 規 第 健 た 自 会 表 Α  $\mathcal{O}$ 71 語 号) う。 ) 基 全 8 己 社 を 本 定 +  $\mathcal{O}$ С  $\mathcal{O}$ 潍 第 比 判  $\mathcal{O}$ に 性  $\mathcal{O}$ 資 及  $\mathcal{O}$ 意 号。 第 断  $\mathcal{O}$ 充 基 を 基 本 び 兀 義 第二 判 す 補 実 準  $\mathcal{O}$ そ 欄 づ は 条 る 以断の充 完  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 别 き 第  $\equiv$ 掲 表 条 8 げ 0 のた 的 状 す 補 実 子  $\mathcal{O}$ 「 算 同 式 るため 会社 規定に 完的 る め 指 況 銀 条  $\mathcal{O}$ 銀行 同 同 最 銀 る 低 標とし が 行 状  $\mathcal{O}$ 必 比 行  $\mathcal{O}$ 上 同 率 上の 要が 基 の 保 率 欄 所 同 適 がに 算 指 況 持 上 分 当 とする 要 上 準 そ 式  $\mathcal{O}$ が 基 を 標 株 あ 母 として定め あると 撂 総 て で  $\mathcal{O}$ 0) 基 適 有 づ 会 0 定 準 当 する 平 に 分 母 う げ あ 保 7 き 工 社 ·成三十 相 ク  $\emptyset$ る 有 で る は に 平 認め あ ス 当 る カュ 12 資 す 銀 た 区 あ 改 んどう 成三十 す レ る だ ポ る 相 産 銀 行 分 0 。 る, かどうか 等 る バ 当 5 1 資 行 持 7 正 す 年 応 額 レ か 産 に 株 ħ ジ 法 は るときは じ、 バ 照 金 を 等 る 会 ヤ ツ 第 例 前 6 ジ 外 1 融 判 に + 額 年 V 社 銀 に 的 そ 断 照 ベ 庁 兀 金 ツ を L が 行 ジ ] 係 す 5 条 判 そ 銀 な れ 告 融 法 っるため る健 の 二 に ぞ ス 示 L 庁 断 れ 行 第 7 第 自 5 する ク Т 係 告 持 金 れ 五. + + = 融 全 己  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ 株 口 同 L 示 性 健 た 庁  $\mathcal{O}$ 資 規 第 自 会 経 表 Α 号) 長  $\aleph$ 基 済  $\mathcal{O}$ を 本 定 全 己 社 C 十 官 判 準  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 環 第 に 性 資 及  $\mathcal{O}$ 比 号 境 第  $\mathcal{O}$ 充 を 基 び が 兀 断 基 本 判 を 欄 す 補 実 準  $\mathcal{O}$ そ + 別 づ 条

第断の充

る

に別

完  $\mathcal{O}$ 

## +兀 略

部 Т L A С 比 率  $\mathcal{O}$ 計 算 方 法

第二条 略

2 の実施 本再 号 を乗じて得た 玉 を削 算 内 出 構 に 処 る。 旧に当 築に 当 理 た 対 た 用 り 象 額 ŋ 11 預 銀 を るこ 金 行 前 IJ 保 持 項 と ス 険 株 各 ク が 機 会 号 構 で 社 . О きる T に は 分 セ 事 子 ツ 場 前 本 に  $\vdash$ 合 に 邦 .加えることが  $\mathcal{O}$ に 積 12 額に三・ は 4 お <u>\</u> け 外 て る 6 部 秩 五. 序 Τ れ できる。 L た あ 1 資 る Α セ  $\mathbf{C}$ 金 処 比 理 を 2

率 資  $\mathcal{O}$ 

뭉 削

3

4 に 最 C 額 た 所 額 所 額 セ ント 変リス た が、、 低 で か 36, 内 額 所 除 項 を控 要 玉 を乗じ 部  $\mathcal{O}$ ク て得 IJ IJ Τ 内 規 • 除 ス ス 処 L 定 ア し ク ク 理 た 7 Α を た額 得 比 セ С 対 適 た額 率 象 額 ツ T T 用 に、  $\vdash$ を セ セ 銀 L を加 べ 上 た場 لح ツ ツ 行 ] 口 1 持 IJ 1 え ス ス るときは  $\mathcal{O}$ べ 株 合 7 ク Т 額 1 会 12 総 得た額 L 社 に 所 ス お 要 ア Τ Α  $\mathcal{O}$ V 内 セ С IJ て、 L をリ 第 ス 部 ツ 比 五. Α 率 С ク Τ 1 総 • 項 ] L ス  $\mathcal{O}$ 比 所 ク • 第 と ア A 額 セ 率 要 に三 あ セ を 内 C 額 ア る 뭉  $\vdash$ 乗 ツ 部 F セ 中 ľ が  $\mathcal{O}$ を Τ ツ 五. て  $\mathcal{O}$ 乗 は L 得 1 最 額 玉 Α

> +== + 兀 同 上

部 Τ L A C 比 率  $\mathcal{O}$ 計 算 方 法

第二 条 同 上

該各  $\mathcal{O}$ 本 実 セ  $\mathcal{O}$ 玉 号に 場 算 再 施 ントを乗じ セ 最 内 構築に 合」という。 ントであ 低所要リスク・ 出 に 処 定め 当たり I に 当 理 対 る額 用 た 象 て得 り、 る場合 V 預 銀 を前 ること 金 行 た 次 保 項各号 額 ア 0 険 株 (第五 各号 セット IJ が 機 会 ス で 構 社 の分子 ク 条 12 き に は • に べ 掲 る 事 げる ] 場 ア お 前 本 л Т L に加えることが セ 11 合 に 邦 て 場 積 ツ 12 に T L おけ 1 合 は 4 立  $\mathcal{O}$ Α 0 額 C 区 外 て る に二・ 分に A 比 6 秩 部 C 段 率が Τ れ 序 で L た あ きる。 階 + 資 る 五. A パ 六 金 適 C 処 用 パ 当 ] 比 理

セ  $\mathcal{O}$ ント 場 セ 最 合」 ント 低所 を とい 乗じ で 要リスク・ あ · う。 ) て得 る場 た 合 額 ア 第 IJ セ ス 五. ツ ク 条 1 に ベ ア お Ì セ 11 ス て Τ ツ 1 L Т 0 Α 額 С L A 比 С 率 完 が 五. 全 + パ 適 八 用

3

4 U 低 定 た 総 に C  $\mathcal{O}$ 最 所 8 額 額 額 所 で 要 要 る カュ 低 が 同 6 上 除 該 内 IJ 額 所 項の 各号に定める額 を控 要リ 部 ス 玉 ク・ て Τ 同 内 規 得 除 項 ス 処 L 定 た比 ア 各 ク 理 Α L を た額 セ . С 号 対 適 ットベ 率 象 額 ア 用 に を上回 に、 掲 セ 銀 L とし、 を加 ット 行持 た場 げ ] 次 る え 項 るとき 場 ベ 株 合 ス て 各 T 合 会 総 に 得 号 ス 社 お 所 L 0 さは、 Т 要 た 15 X  $\mathcal{O}$ Α V 内 額 撂 С 分 IJ て、 L をリス 第 K ス 部 げ 比 Α ク・ る場 率 応 С Т 総 項 じ 比 L 所 ア ク لح 合 第 率 要 A • 内 C 0 あ を セ ア 号 部 額 区 る 該 乗 ツ セ 中 各 1 分  $\mathcal{O}$ じ Т 15 は て ツ 号  $\mathcal{O}$ L 最 得 に 応 額 Α

5, 工 額 要 クス 総 を を 乗じ 控 IJ 理 Т 工 ポ L 除 ス ク 対 て得 ージ した ク ス 象 Α ポ С 銀 ヤー た 額 額 T ] 行 額を加 を上 セ ジ 持 ヤ 株 ] IJ 口 1 숲 えて ス るとき ス  $\mathcal{O}$ ベ 社 T L ク 額 ]  $\mathcal{O}$ 得 に三 ス 総 た T A は Т 工 額 セ С ク L を総 比 ス ツ 同 Ŧī. A 率 ポ 1 項 C工 第  $\mathcal{O}$ 比 とあ ク 額 セ 率 ジ ス に三 号 を t ポ ] る 中 1 乗 じ  $\mathcal{O}$ 0 は 最 乗 て ジ Ŧī. 額 得 t 低 じ 12 ] 総 所 7 最 1 た 要 得 所 低  $\mathcal{O}$ セ 額 ン 要 た 総 額 カュ 所

除

して得た比

率」

とす

Ź

5

低 所 要 内 部 Τ L Α C額  $\mathcal{O}$ 計 算 方 法

第

ず とす 主  $\mathcal{U}$ に び  $\mathcal{O}$ Ŧī. 一要子 って れ 資 お 健 資 条 所 カュ 本 け 該 本 全 る 会社に 大き るそ は 再 銀 再 性 銀 海 構 構 を判 行 行 外 第一 部 築  $\mathcal{O}$ 築 持 11 持 営 額 0 力 主 株 力 株 断 業 号に き、 一要子会 会 に す 会 **(**以 拁 国 社 る 係 点 掲 際 次 下 が る た が を 額 げ 統 に  $\otimes$ 社 玉 健 銀 有 掲 内 する る グ 内 全  $\mathcal{O}$ 行 算 基 げ 部 ル 処 性 基 持 式 準 る ] Т 理 を 準 株 銀 とし プに に 行 算 L 対 判 会 行 より算 に 式 Α 象 断 社 又 該 に 係 С 銀 す て は 及 以上とす 額」 当 る ょ 定 び る 行 長 出 L ŋ 内 た 持  $\otimes$ そ 期 「され な と 算 る  $\mathcal{O}$ 部 株  $\Diamond$ 信 出 子 11 1 総 会  $\mathcal{O}$ 総 用 う。 た 主 さ 会 損 社 基 損 銀 要子 額 れ 失 で 準 社 失 行 た 吸 あ 吸 で 等 を は 会 額 収 る 収 子 あ  $\mathcal{O}$ 社  $\mathcal{O}$ 下 力 場 力 0 経 会 及 営 合 7 及 社 11 各

略

内

Т

L

Α

С

と

V

う。

¥

:低所要 1) ± 8 ⊪  $\square$ 資本比率は \, 4 7 H 长  $\mathbb{H}$ 葉 瞅 松子 業 行の場 社が国  $\Box \triangleright$ 緊 Ñ 4 統 <u>ک</u> ا 葉 4 業

> 要 所 要 5 内 る  $\mathcal{O}$ 総 要 総 額 当 額 処 で除し 該 内 エ を 第 エ 理 . 各 号 部 ク 控 ク 対 スポ 除 項 ス 象 Τ て得 ポ に L L 各 銀 た額 定 ] 号 Α 1 行 た比 ジ ジ  $\otimes$ С 持 を上 ヤー る 掲 額 ヤ 株 率」 額 に、 げ ] 会 を べ 口 べ る 社 とす 加えて得 ] るとき 場 ] 次  $\mathcal{O}$ ス T 項 合 ス 総 る。 各 Τ  $\mathcal{O}$ エ は、 L 号 区 ク L 分 ス た 13 A A 額 掲 ポ С 第 12 С を げ 比 応 比 る場 率 ľ 総 項 率 ジ 工 第 を ヤ لح ク 合 乗 ] ス あ 号 ľ  $\mathcal{O}$ 該  $\mathcal{O}$ ポ 中 各 て 区 る 額 分に 得 1  $\mathcal{O}$ 号 に 最 は ジ に た 最 応じ 定め 低 ヤ 額 低 総 所 か所

5 同 上

最近 低 所 要内 部 Τ L Α C 額 計 算 方

第 五. 条 同 上

同 上

注

最 Н :低所要 ¥  $\infty$  $\Box$ <u>ک</u> ا  $\square$  $\triangleright$  $\bigcirc$ 鶭 7, 與  $\forall$ 蹈 五 揪 蔨  $\overline{\phantom{a}}$ 田 ず、 9  $\mathbb{H}$ 譃 人  $\mathbb{H}$ 基 瞅 準行の場 ¥ 4 水  $\sim$ 往 :が国  $\Box \triangleright$  $\Box$ Ñ  $\triangleright$ 緊  $\bigcirc$ 統 舌 (1) 萬 4 蔨 業 ζ, 田 行

Lは、3パーセント

ただし、この算式中の「L×P」については、銀行持株会社レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときは、7.1パーセントとする。

2 出された額)を最低所要 り算出された額のいずれか大きい額(国際統一基準行に該 再構築に用いることができる場合には、 施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を 内処理対象銀 ない主要子会社にあっては、 前項の規 定に 行持株会社が、 かか わ 5 ず、 内部TLAC額とすることができる 本邦における秩序ある処理 主要子会社 第一号に掲げる算式により算 次に掲げる算式 一の親 法 人等であ に 資  $\mathcal{O}$ る 当 ょ 国 本 実 2

· 二 略]

(注) |

Qは、18パーセント

Rは、3.5パーセント

Lは、3パーセント

P/t

2. 25

ただし、この算式中の「L×P」については、銀行持株会社レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときは、7.1パーセントとする。

場合は2.25

Lは、3パーセント

ただし、この算式中の「L×P」については、 適用す ・号ただ Ø NH 書に規 H が近り 当該比率を 金融庁 もっていれに代える 村町 が別に 定める比率 第一 ·条第十 1  $\sim$ 

4

[同上]

一·二 同上] (茁)

Qは、TIAC段階適用の場合は16パーセント、TIA 完全適用の場合は18パーセント

R は、T L A C 段階適用の場合は 2.5 パーセント、T L . C 完全適用の場合は 3.5 パーセント

Lは、3パーセント

Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の 場合は2.25

ただし、この算式中の「L×P」については、第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、当該比率をもってこれに代えることとする

第 要子会 七 令 令 令 令 かに及  $\mathcal{O}$ A 七 令 うる日 略 る。 他 С る る 和 る る 和 和 6 掲 び 条 条 和 和 日 日 日 控 げ 資 当 額 第 日 六 五. 兀 部 附 「まで 「まで まで まで 年三月 社 年三 年三 ま 除 る 本 該 は Τ 年 滴 年 率 主 に を 再 項 用 で 則 L 月  $\mathcal{O}$ 月 月 月 た を 構 要 0)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ V 係 次の 日 Α う 期 期 期 期 額 乗 築 規 期 子 る  $\mathcal{O}$ カコ С Ü 間 + 間 間 + ŧ 力 会 表 定 5 + + 間 間 + 玉  $\mathcal{O}$ て 当 を 社 内 起 控  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 得 日 日 該 実  $\mathcal{O}$ 処 上 除 日 日 日 カュ 算 す 額 質 た 実 理 欄 額 カコ カコ カコ カコ カコ カュ L る が 額 的 質 12 5 6 対 に わ 7 5 5 5 零 関 破 象 掲 b + 起 起 起 起 起 を に す 算 算 算 算 算 を 減 綻 銀 げ ず 年 下 同 殺 認 行 る を る L L L L L 似するも 定時 期 て 持株 経 経 て て て て 回項 主 各 要子 る場 間 過 過 号に 年 年 年 年 措 年 に 会  $\mathcal{O}$ す 合に 社 を を を を を  $\mathcal{O}$ お 区 会 る 置 掲 け に 経 経 経 経 経  $\mathcal{O}$ 分 社 日 額 12 過 過 過 過 過 あ げ る 対 に ま 総 す 応 0 る に 係 で て 額 同 損 る る  $\mathcal{O}$ 略 略 略 略 略  $\mathcal{O}$ 表 内 間 は 失 貸 合  $\mathcal{O}$ 吸 付 当 部 は 零 下 収 金 該 計 Τ لخ 額欄力 そ 第 主 L 第 七 経 平 経 平 経 平 経 平 経 平 同 条内 成三 成三 過 成 過 成 過 過 成 過 上 す す す する日 する日 部 附 + =  $\overline{+}$ る日 + る日 ++る Τ 三年三 同 六 Ŧī. 日 兀 L 則 年三 年三 年三 上 A ま ま 年 ま ま ま で で С で で で 月三 月三 月三  $\sigma$  $\sigma$ 0 月 0 月 0)  $\mathcal{O}$ 期 期 期 期 期 控 + + 除 間 + 間 + 間 間 間 + 額 日 に 日 日 日 日 関 カュ か カゝ か カゝ す 5 5 5 6 6 る 起 起 起 起 起 経 算 算 算 算 算 ĺ L 過 L L L 措 て て て て て 置 年 年 年 年 年 を を を を を 同 同 同 同 同 上 上 上 上 上

同上	過する日までの期間平成四十年三月三十一日から起算して一年を経	略」	する日までの期間令和十年三月三十一日から起算して一年を経過
[岡七]	経過する日までの期間平成三十九年三月三十一日から起算して一年を	略	する日までの期間令和九年三月三十一日から起算して一年を経過
[恒斗]	経過する日までの期間平成三十八年三月三十一日から起算して一年を	略	する日までの期間令和八年三月三十一日から起算して一年を経過
[恒斗]	経過する日までの期間平成三十七年三月三十一日から起算して一年を	[略]	する日までの期間令和七年三月三十一日から起算して一年を経過

別表

	<del>_</del>		
を 住友フィナン がルー	グィ会 ルナ社	ル レ ン F J ア レ マ イ ア イ ナ フ イ チ ナ ナ ナ ナ イ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ	) 銀 行 横 期 株 理
シャルグルー 住	そグィ会	のルンU株 子ープャレンF 会 発 及 ・ ・ で そ で そ で そ で た て た て た て た て た く た く た く た く た く た く	グ 銀 国 川 持 処 プ 株 理
ト十八パーセン	ト十八パーセン	八パ	) Tセ要
	パてる定条比社(五   はとの第率レ銀パ	ン七に用項示レ持セカ ト・ロの第ッ株ント・ロの第の規 が規 が規 が が が り で る に り に り る に り に り る に り に り る に り に り	A   ク最四 C ベース ボ 所 エ ス ー 要
住友銀行工井	会ず株ず銀式社ほ式ほ行会	式ンル三 会レガガU 会レンガ U 会 社 証 来 ス 大 大 大 大 大 大 大 大 大 会 信世株式 会 で 大 大 大 会 に 表 大 会 に 大 大 会 に 大 会 に 大 会 に 大 大 会 に み で 大 会 に を と に み と に み と に み と に み と の 	第五欄等五欄
の友式 子銀会 会行社	子会ず そ株ず子銀式 会社ほ 子会信社及社 子会社系 会社託等び券	会社   ンU   等び行U   の J 会 社及証・F   そ株 F   子銀社 等び券ス J   の式 J   会行三	ル主六一要欄
ン七十五パーセ	ン七 ト十 ト十 五 パ ー セ セ	ン七 ン七 ン七 ト十 五 パ ー セ セ セ セ	数) C 水準調整係 整係
b 9	් ව	あ り	(構造劣後性

(注2)第六欄の「子会社等」は、会社法(平成十七年法(注1)第二欄の「子会社等」は、法第五十二条の二十五	ン ト	• 8	このつ	$\mathcal{O}$	会社等	プ
律に第規		パー	ては、	然定の 適	条第六	比率告
十六号)第二する子会社等					証券株式会社	S M B C 日興
条第三号の二にをいう。			社等	その子	証券株式会社	B C 日
三号の二に規定する子会社等をいう。う。					ント	七十五パーセ
等をいう。						